

貨物運送規則第59条第1項第4号に定めるトン数から使用貨車に対する所定の減トン数を控除したトン数。

エ 運賃計算最低トン数の定めのある2以上の貨車を1口として使用するときは、各貨車について特定した最低トン数の和とする。

オ 運賃計算最低トン数の定めのある貨車とその他の貨車とともに使用するときは、運賃計算最低トン数の定めのある貨車の最低トン数と、その他の貨車の標記トン数（これに減トンの定めのあるときは減トンしたトン数）の和とする。

(3) 石炭トン数の標記のある貨車に石炭・無煙粉炭を積載した場合は標記石炭トン数を最低とする。

(4) 標記トン数20t以上の無がい貨車に木材・竹・木炭等の特定の貨物を積載した場合は、特定したトン数を最低とする。

(5) 底開石炭車および石炭緩急車に返路利用として木炭等の特定の貨物を積載した場合は特定したトン数を最低とする。

(関根昇一)

かもつのさいはいたつ 貨物の再配達 宅扱貨物を荷受人不明または不在等の理由によって引渡しができず駅に持ちもどった場合に、荷受人の請求によってふたたび届先に配達すること。

配達付貨物を持ちもどった場合には駅長は荷受人に対して、配達貨物を持ちもどったことおよび荷受人からの請求があればふたたび届先に配達する旨の通知を出さなければならない。

またこの再配達を要した原因が、配達請負人の調査不十分によるときは無料で配達し、届先等の相違すなわち荷主の責に帰する事由によるときは定められた再配達料を収受して配達する。

(重森直樹)

かもつのひとくち 貨物の1口 貨物運送における取扱上の単位をいい、各級種別によってその単位の限度はつぎのように異なっている。

1 宅扱貨物 重量1.5tまたは容積4m³をこえないこと。

2 小口扱貨物 重量4tまたは容積10m³をこえないこと。

3 車扱貨物 (1) 1車に積載できる数量、ただし2車以上にまたがり積載する貨物（中間に遊車を使用してその前後の貨車に積載する貨物も含む）およびこれと他の貨物とともに託送するときは、その使用車に積載できる数量 (2) 甲種の鉄道車両は1車 (3) 自動車線にまたがり運送する貨物で自動車線発のもの15tの貨車1車に積載できる数量。ただし長さ8mをこえるものは25tの貨車1車に積載できる数量。この場合国鉄においてとくに承認したものは(1)による数量。(重森直樹)

かもつのぶんそう 貨物の分送 輸送のつごう上1口の貨物を数口に分割して輸送することをいう。すなわち社線との接続駅で積換の際、1口の貨物が1車に全部積載できず、はみ出したものを分割して別途輸送する場合、また輸送途中で貨車に故障を生じた場合で、ただちに同形の貨車の配給ができず分割して輸送する場合等がある。もっとも普通に貨物の分送として取扱われているものは、貨車の輸送途中で過積を発見した場合、過積分を別途送付書によって着駅まで輸送されていることである。(菅野太次)

かもつはっそうトンすう 貨物発送トン数 自線から発送した貨物のトン数。国鉄の場合は国鉄線発で国鉄線着となるもの、および国鉄線発で社線着となる貨物のトン数をいう。貨物輸送の業務量を表わす1つの方法としてこの発送トン数に、社線から国鉄線に向けて発送されたトン数を合わせたものを貨物輸送トン数といっているが、社線からの入込トン数は、現在の報告様式では日々は正確な数字が計上されないの、日々の成績をみる場合には発送トン数による場合が多い。輸送トン数の

中で発送トン数の占める割合は、年間でだいたい90%であり、その割合は国鉄線・社線における出貨情勢の強弱によって変化するものである。(酒本 昇)

かもつひきかえしょう 貨物引換証 (英) bill of lading

1 荷送人の請求により、運送人が作成して荷送人に交付する証券であって、運送品の受取を証し、これを貨物引換証所持人に引渡す義務を象徴する有価証券である。荷送人は貨物引換証交付請求権を有し、運送人はその交付義務を負う。しかし運送契約の成立にはその発行は必要な条件ではない。貨物引換証は沿革的には海上運送における船荷証券の制度を陸上運送に応用したものであって、運送品の所有者に運送中の物品の売却・質入等を可能にして金融に便するとともに、荷送人（本証を所持しない場合）の運送品に対する処分権を剝奪（はくだつ）する用に供される。しかし陸上運送では運送の期間が短いため、荷為替（にがわせ）の場合を除いては船荷証券ほど利用されていない。

2 貨物引換証はその証券上の権利の行使または移転に、証券の占有または移転を必要とする点で有価証券である。有価証券としての貨物引換証はつぎのような特色を有する。貨物引換証の記載事項は法によって定められており（要式証券）（商法第571条第2項）、記名式の場合でも裏書により譲渡することができ（法律上当然の指図証券）（商法第574条）、運送契約の成立後運送契約にもとづいて発行され（要因証券）、運送品に関する処分は貨物引換証によらねばならず（処分証券）（商法第573条）、貨物引換証の作成された場合には、これと引換でなければ運送品の引渡を請求することができない（受戻証券）（商法第584条）。

3 貨物引換証は要式証券である。その記載事項は商法の定めるところであるが、鉄道運送については鉄道運輸規程第57条は鉄道運送の必要から、商法の記載事項をさらに増加してつぎのように定めている。

(1) 貨物の品名、重量または容積およびその荷造の種類、個数ならびに記号 (2) 発送停車場の名称 (3) 到達停車場の名称 (4) 荷受人の氏名または商号および住所 (5) 要償額を表示するときはその金額 (6) 高価品につきその価額を明示するときはその金額 (7) 運賃の支払方法 (8) 特約あるときはその事項 (9) 荷送人の氏名または商号および住所 (10) 運賃および料金の金額 (11) 貨物引換証の作成地およびその作成の年月日。

法定の記載事項を欠く貨物引換証の効力が問題となる。要式性を厳格に解して無効とする見解（判例、ただし反対の判例もある）と、それぞれの記載事項につき具体的にその証券の有効無効を判断すべきである、とする説とが対立している。後説は法定の記載事項は一応の標準であっていかなる運送品が、いかなる運送人により受取られ、いかなる地における引渡が約束されているかが明瞭であるかぎり、1つや2つの法定事項の記載が欠けていても、なお貨物引換証として有効であるとするものである。(通説、一部の判例)

4 貨物引換証は運送品返還請求権を表象する。したがって貨物引換証が発行された場合には、荷送人の運送品に対する権利は剝奪された形にある。貨物引換証の所持人が運送人に対して運送契約上の債務の履行（ことに運送品の引渡）を請求し、かつその不履行の場合に損害賠償の請求をなし得る効力を、貨物引換証の債権の効力という。運送人と貨物引換証所持人との間に生ずる効力をいうのである。

(1) 運送に関する事項すなわち運送契約に関するいっさいの事項(判例)は、運送人と証券所持人との間においては、運送契